

[労働者との関係]

北興化工機事件・札幌地判平成16年3月26日

「原告〔労働者〕は、被告X〔産業医〕が、① 被告会社から選任を受けた産業医として、被告会社に所属する原告の疾病を増悪させないため、原告に定期健康診断の受診を命じたり、原告の出張制限、検査及び受診時間を付与するなどの措置をとらなかった、また、被告会社をして同様の措置をとらせなかった、② 産業医として労働安全指導契約に基づく原告に対する健康維持のための指導を行わなかった、③ 被告会社との間の昭和48年3月15日付け産業医に係る契約は第三者のためにする契約であり、第三者である原告は受益の意思表示をしたところ、これに基づいて生じた債務を履行しなかった、と主張し、債務不履行責任がある旨を述べるが、原告が主張する事実は、被告会社の産業として、被告Xの被告会社に対する債務不履行責任を生じさせることはあっても、原告との間で、個別の医療契約を離れて債務不履行責任を生じさせるものではないと解される。」

[産業医の注意義務]

東京海上火災保険・海上ビル診療所事件・最2小判平成15年7月8日

原審支持。

原審（東京高判平成10年2月26日）

「しかしながら、債務不履行又は不法行為をもって問われる医師の注意義務の基準となるべきものは、当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であって、定期健康診断におけるレントゲン読影医の注意義務の水準としては、これを行う一般臨床医の医療水準をもって判断せざるをえないというべきであり、このことは被控訴人〔産業医〕がレントゲン写真の読影につき豊富な経験を有していたとしても異なる（なお、控訴人らは、被控訴人東京海上がレントゲン写真読影専門医を要していることを社員に積極的に宣伝していたことからしても、一般臨床医を基準とすべきではないと主張するが、被控訴人東京海上が右のように積極的に宣伝していたことを認めるに足りる証拠はない。）。」

「そして、定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする健診や何かの疾患があると推認される患者について具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なる

り、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるものであり、したがって、そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から以上の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度にはおのずと限界があるというべきである。したがって、被控訴人〔産業医〕が本件レントゲン写真につき「異常なし」と診断したことに、過失を認めることはできない。」